# 会 議 録

件 名	第3回宇治市特別職報酬等審議会
日時	平成30年11月12日(月) 13:30~15:15
場所	本庁舎 8階大会議室
出席者	各委員•事務局職員

## 【概要】

- 1 今後の審議予定について
- 2 第2回審議会の会議録について
- 3 審議等
- (1) 答申の方向性について
- (2) 答申(案) について
- 4 その他事務連絡等

## 【内容】

- 1 今後の審議予定について 審議予定について確認した。
- 2 第2回審議会の会議録について 第2回審議会の会議録について事務局が説明を行い、委員の承認を得た。

#### 3 審議等

(1) 答申の方向性について

第2回審議会において質問のあった市町村内総生産の内訳、平成31年度「都市経営方針」 (予算編成方針)、類似団体・府内団体の地域手当の指定状況、答申に向けた論点等、特別職の退職手当に係る試算、欠席委員2名の意見について、事務局より説明を行った。

- (委員) 前回の審議会において今後の行政経営の見通しについて質問したが、今回の事務局から の説明で新たなチャレンジをするということがわかった。
- (委員)報酬等月額は据え置き、期末手当は人事院勧告どおり 3.35 月分に引き上げるという欠席されている委員の意見の紹介があったが、これは昨年と同様の答申の方向性である。昨年、議会や市長は審議会の答申等の内容を下回る判断をされた。答申は基本的には人事院勧告を根拠にするしかないのかもしれないが、市長の行政経営者としての評価を明確にしなければ議論が難しい。また、協働、市民参加という言葉があるが、例えば廃屋の草刈りを強制執行するということも行政経営としては必要ではないか。
- (事務局) 昨年はあるべき特別職報酬等について議論、答申をいただきながら、市長等は給料減額を行い、議会は期末手当の支給月数を引き上げるという議案を否決された。事務局として市長には改めて審議会の議論について十分に説明し、議会にも伝えられる範囲で伝えていきたい。協働については、市で取り組むことができない部分、例えば災害時のマニュアル等について、町内会や自治会で取り組んでいただいている。強制執行については、例えば空地の雑草除去等は執行のうえ所有者に費用負担を求めているが、近隣の生命財産に危険が及ばない限り執行することは難しい。
- (委員) 市長等の給料減額や議員の期末手当の据え置きについて、審議会として追認する答申等を行うことには疑問を感じる。報酬等月額は財政健全化推進プラン等の取り組みを勘案して据え置き、期末手当は類似団体の状況を踏まえて人事院勧告どおり 0.05 月分の引き上げでよいと考える。
- (委員) 今後の話であるが、数年かけて特別職報酬等の議論を重ねていくのであれば、事業の 進捗率がわかる資料の提示があった方がよい。報酬等月額は宇治市の財政状況を考えると 据え置き、期末手当は一般職への影響も考慮し人事院勧告どおり 0.05 月分の引き上げで よいと考える。

- (事務局) 事業の進捗率については、総合計画において政策ごとに数値目標を掲げて取り組んでいるので、今後資料として挙げていきたい。
- (委員)報酬等月額は据え置きでよいと考えるが、昨年議会で期末手当の支給月数を引き上げるという議案が否決された理由について、再度確認したい。
- (事務局) 議会として、財政が厳しく市長等も給料減額を行っているなか、期末手当の支給月数を引き上げないという判断をされたと思われる。
- (委員) 数値目標に対する事業の進捗率がわかる資料があった方が具体的な議論ができる。審議会において住民側の評価を議論できていないことが気になる。また、強制執行の話で、住民側と市がうまく調整がいかず強制執行されることがどれくらいあるのか。期末手当については判断しにくいが、3.35 月への引き上げでよいと考える。
- (事務局) 市民満足度調査は毎年行えていないが、宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略の一部指標でお示ししたところである。強制執行については、空地の雑草除去や空き家では実施できているが、例えば都市計画道路での立ち退き等は5年10年かかる。
- (会長) それでは、報酬等月額は据え置き、期末手当は人事院勧告どおり 3.35 月分に引き上げるという答申の方向性でよろしいか。
- (委員) 異議なし。
- (会長) 期末手当の引き上げの時期についてはどうするか。
- (事務局) 人事院勧告どおりであれば、今年度6月に遡って引き上げるということになる。
- (委員) 異議なし。
- (会長) 退職手当についての意見を伺いたい。
- (事務局) 退職手当については、第 1 回審議会資料の P26 に類似団体の状況、P31 に府内各市の状況が記されている。
- (委員) 資料 3-1 をみると、国はすでに退職手当を引き下げているということか。
- (事務局) 国家公務員は平成30年1月から、宇治市においては一般職が平成30年4月から、 3.8%引き下げている。
- (委員) 退職手当は類似団体と比較して少し低い状況であるので、今のままでよいと考える。
- (委員) 宇治市の一般職はすでに引き下げているので、財政状況も踏まえて特別職も同様に引き 下げるのがよいのではないか。
- (事務局) 本審議会では特別職報酬等について年収ベースで議論していただいており、退職手当も議論の対象となっている。退職手当の直近の見直しでは、平成22年、一般職は引き下げがなかったが特別職は類似団体の状況をみて引き下げるという意見具申を行った。その2年後、一般職の引き下げがあったが特別職は類似団体の状況をみて引き下げないという意見具申を行った。
- (委員) 判断の根拠は2つあり、国や類似団体の状況と宇治市独自の判断である。
- (委員) 類似団体といっても、物価や家賃の水準が異なる。
- (事務局) 資料 2-3 は類似団体等の地域手当の指定状況を示したものであるが、同じ給料表を採用している自治体であっても、例えば東京都は地域手当が 20%で、給料に 20%乗じたものが支給される。
- (委員) 府内では長岡京市が 16%となっている。
- (事務局) 高い水準の団体としてはほかに、京田辺市が12%、京都市が10%となっているが、この表はその地域に在勤する国家公務員に対する支給割合であり、各市での実際の支給割合がそのとおりになっているわけではない。
- (会長) 一般職と同等の引き下げを行った場合の影響額が資料 3-2 の表の 3 段目にある。特別職についても一般職と同等に引き下げるか、類似団体の状況をみて据え置きと判断するか、意見を伺いたい。引き上げはないと考えるが。
- (委員)現在の退職手当は何を基準に積み上げられているのか。
- (事務局) 第1回審議会資料のP10に退職手当の推移が記されている。
- (委員) 特別職の地域手当は廃止した経過があったと記憶しているが。
- (事務局) 平成 21 年の審議会で特別職の報酬に地域手当はなじむのか議論いただき、報酬に含むようなかたちで地域手当を廃止した。
- (委員) 退職手当は今のままでよいと考える。
- (委員) 同様の意見である。

(会長) それでは退職手当については据え置きということでよろしいか。

(委員) 異議なし。

## (2) 答申(案) について

これまでの審議経過を受けて事務局が作成した答申及び答申に際しての意見具申の案について、説明を行った。

(委員) 退職手当はいつから引き下げないで据え置きということになるのか。

(事務局) 退職手当は平成23年度に引き下げてから変更されていない。

(委員) 意見具申のなかの審議経過にある「身を切る姿勢」という表現はよいのか。

(事務局) 昨年と同様の表現であり、答申のなかの表現と統一を図ったものであるが、より適切 な表現があれば意見をいただきたい。

(会長) 欠席委員の意見はいかかが。

(事務局) 答申等の案についてお示ししていない。また事務局に意見をいただければ会長と調整をしていきたい。

(会長) 欠席委員の意見も踏まえた最終の答申案としていきたい。 今後の調整については会長に 一任いただきたい。

(委員) 異議なし。

# 4 その他事務連絡等

答申日等の予定について確認する。

(審議終了)